

※ 退園（継続通園）届は、利用している施設へご提出ください。
提出期限や退園にあたっての保育料の取扱いについては、施設にご確認ください。

【地域型保育事業、認定こども園用】

退園(継続通園)届

令和 年 月 日
施設長 宛て

住所 練馬区
保護者氏名
日中連絡先 () 父・母・その他 ()

フリガナ 児童氏名	生年月日	施設名	延長保育 の利用	障害児保育 の利用
	年 月 日		有・無	有・無
	年 月 日		有・無	有・無
退園予定日 ※継続通園の場合は転出予定日	年 月 日			
退園理由	☐ 区外転出のため ※「現施設の継続通園について」を必ずご記入ください。 転出先住所：〒 -			
	☐ 幼稚園等を利用するため 利用開始日： 年 月 日 施設名：			
	☐ 入所要件がなくなったため			
	☐ その他（理由： ）			

現施設の継続通園について（練馬区から転出する場合）	
(いずれかにチェック)	☐ 希望する ☐ 希望しない
※ 転出後も在園中の施設へ引き続き通園を希望する場合は、転出日の属する月の末日（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）まで（ただし、転出した日が月の初日の場合は、その当日中）に、転出先の保育園担当部署で教育・保育給付認定および継続通園の手続きを行ってください。	

つぎの注意事項をよくお読みいただき、確認欄にチェックを入れてください。

- 提出した退園届の取下げはできません。退園が確定してからご提出ください。
- 退園月中は現施設以外の特定教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園）および特定地域型保育事業所（小規模保育事業等）に在籍できません。二重在籍となると、転園先で補助金等の給付を受けられない場合があります。施設が指定する期限までに退園届をご提出ください。
- 現施設の利用有無にかかわらず、この届を提出した月までの保育料を負担していただく場合があります。
- 転出先の自治体で別の保育園の内定が決まり継続通園の必要なくなった場合は、必ず練馬区保育課にご連絡ください。
- 3歳児から5歳児クラスの方が継続通園する場合、転出先自治体の取扱いにより食事の提供に要する費用が徴収されることがあります。

☐ 上記の注意事項について全て確認し、保護者※全員同意のうえで提出します。
(チェックがない場合、この届が無効となる場合があります。)

※保護者とは、現監護者（現に児童を保育している者）を指します

【施設記入欄】			
施設受付年月日	年 月 日	施設長の確認	

[問合せ先]
練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479